

### 助成対象事業・採択基準及び助成額

別表  
1 地域福祉・在宅福祉事業

助成の対象となる事業	対象とならない団体等	採 択 基 準			助 成 額	摘 要
		対 象 経 費	対 象 経 費 に 係 る 条 件	そ の 他 の 基 準		
<p>次のいずれかに該当する、先駆的で他への波及効果が期待できる事業。</p> <p>(1)高齢者の生きがい対策事業、児童健全育成事業、各種交流事業等の地域福祉の向上を目的とする事業。</p> <p>(2)障がい者・寝たきり老人・母子家庭等を対象とした、生きがい対策・自立促進のための事業、在宅介護者等の交流・リフレッシュ事業等。</p> <p>ただし、同一事業(同一目的で同類の事業。)に対する助成は、申込区分を問わず過去2年間を含め一主体(実質的に同一主体とみなされるものを含む。)1回限りとする。</p> <p>なお、事業目的の同一性は、上記(1)(2)に例示した事業の目的(高齢者の生きがい対策、児童健全育成、障がい者の自立促進など)を単位に判断し、同類の考え方は以下に例示する。</p> <p>[同類の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・演題や講師を変えて開催する講演会、セミナー</li> <li>・テーマを変えて行う討論会</li> <li>・プログラムを一部変えて実施する交流事業</li> <li>・題材を変えて実施する参加体験事業</li> <li>・展示内容を変えて行う展示会</li> <li>・上映内容を変えて行う映写会</li> <li>・掲載内容を変えて行う印刷物発行事業</li> <li>・媒体を変えて行うPR事業</li> </ul>		<p>諸謝金</p> <p>旅費</p> <p>借損料</p> <p>宣伝広告費</p> <p>印刷費</p>	<p>外部講師、助言者等に係るものに限る、打ち合わせ等に係るものを除く。</p> <p>外部講師及び助言者等に係るものに限る、打ち合わせ等に係るものを除く。</p> <p>大会記念誌の印刷に係るものを除く。</p>		<p>全国規模未満の事業については、「助成対象経費の3/4」と「100万円」のいずれか低い額以内。また、過去2年間で一の団体等につき本事業の助成総額が100万円に満たない場合は、「過去2年間の当該助成総額」と「100万円との差額」のいずれか低い額以内。</p> <p>ただし、講師謝金については、一人当たり37.5万円を助成限度額とする。</p> <p>全国規模以上の事業については理事長が必要と認める額</p>	<p>対象経費の見積を添付すること</p>

2 施設福祉事業

助成の対象となる事業	対象とならない団体等	採 択 基 準			助 成 額	摘 要
		対 象 経 費	対 象 経 費 に 係 る 条 件	そ の 他 の 基 準		
<p>福祉施設における建物の新築・増改築事業、修繕・改造事業、備品整備・車輛改造事業、環境整備事業等。</p> <p>ただし、施設種別ごとの助成対象の可否は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 高齢者福祉施設等について ① 国又は県の補助制度があるものについては、当該補助の採択の可否に係らず対象としない。 ② 介護保険法による介護給付が支払われるサービスを提供する施設・事業は対象としない。</p> <p>(2) 児童福祉施設等について ① 国又は県の補助制度があるものについては、当該補助の採択の可否に係らず対象としない。(ただし、放課後児童クラブについては、国又は県の補助を受けない場合に限り対象とする。) ② 認可保育所は対象としない。ただし、保育所型認定こども園における保育に欠けない子ども枠に係る備品等整備については対象とする。</p> <p>(3) 障がい者(児)福祉施設等について ① 国又は県の補助制度があるものについては、当該補助の採択の可否に係らず対象としない。 ② 障害者総合支援法による自立支援給付等又は児童福祉法による障害児施設給付費等が支払われるサービスを提供する事業、障害者総合支援法による地域活動支援センターに係る事業については対象としない。 ③ 児童発達支援事業又は放課後等デイサービス事業を提供する事業所については、前各号に係らず、国又は県の補助を受けない場合に限り対象とする。</p> <p>(4) ボランティアの施設について ① ボランティア活動を拡充・強化するための基盤整備等の事業で、国又は県の補助を受けない場合に限り対象とする。</p>	<p>施設を運営する団体等の直近の決算における繰越金及び引当金(人件費に係るものを除く。)の額が、本事業を実施しても、前年度の事業費決算額(公的な助成事業を除く恒常的な事務費及び事業費の合計額)の概ね2ヶ月分以上ある場合は、当該団体等を本事業の助成対象とはしない。</p>	<p>建物の新築・増改築、修繕・改装等に要する工事の請負代金</p> <p>利用者処遇のための車輛改造費</p> <p>次に掲げる備品購入費(利用者処遇に係るものに限る。) 冷暖房器具 作業用備品 児童等の保育に係る遊具等 その他、入所者の利用に供する備品</p> <p>次に掲げる利用者の安全及び衛生のため必要な環境整備に要する工事の請負代金 フェンス設置 浄化槽設置 下水道整備 道路舗装 その他必要と認められる工事</p> <p>なお、法令又は制度上整備が義務付けられているものについては、施設開所や規模拡張に伴う新築・増改築・改装に係る設備の整備及び既存設備の更新に限り助成対象とする。</p>	<p>借家・借地に係る整備の場合は、当該借家・借地について5年以上の賃貸契約期間が残存していること[申請時に証明できるもの(契約書または大家の覚書等)の添付要]</p>	<p>対象事業と対象外事業が併存する施設については、対象事業に係る部分について助成する。</p> <p>複数の団体が利用する建物の施設整備や共用部分の修繕、改修等については、各団体占有面積で按分した額を対象経費とする。ただし、公共公用施設及び自治会所有の建物を除く。</p>	<p>「助成対象経費の3/4」と「100万円(建物の新築・増改築の場合は200万円)のいずれか低い額以内。また、過去4年間で一の施設につき、本事業の助成総額(備品整備事業を含む)が300万円に満たない場合は、「助成対象経費の3/4」と「過去4年間の当該助成総額」と「300万円」との差額のいずれか低い額以内。</p> <p>ただし、備品購入費については、一事業において50万円を助成限度額とする。(増改築事業を含む場合も総額で50万円上限。)</p> <p>エアコン・パソコン・プリンター1台当たりの上限額 ・エアコン 10畳用程度までは10万円、20畳用程度までは20万円(取付料等の諸費用及び消費税を含む)とする。 ・パソコン 10万円(諸費用及び消費税を含む)とする。 ・プリンター 5万円(諸費用及び消費税を含む)とする。</p>	<p>全ての事業において、複数の業者からの見積を添付すること</p>

3 福祉施設・団体従事者研修事業

助成の対象となる事業	対象とならない団体等	採 択 基 準			助 成 額	摘 要
		対 象 経 費	対 象 経 費 に 係 る 条 件	そ の 他 の 基 準		
<p>福祉施設・団体が行う研修・講習・講座開催事業、あるいは施設・団体職員等の研修派遣事業。(県内で開催される研修への派遣を除く。)</p> <p>研修・講習・講座とは、専門的知識や技能などを修得するために学習するものをいう。</p> <p>研修・講習・講座開催事業において、同一事業(開催趣旨が同じ事業の場合は、テーマや実施形態を一部変えて実施しても同一事業とみなす。)は、申込区分を問わず過去4年間を含め一主体(実質的に同一主体とみなされるものを含む。)1回限りとする。</p> <p>研修派遣事業についても、同一事業(研修や派遣の趣旨が同じ場合は、研修先や派遣先が異なっても同一事業とみなす。)は、申込区分を問わず過去4年間を含め一主体(実質的に同一主体とみなされるものを含む。)1回限りとする。</p>		<p>諸謝金</p> <p>旅費</p> <p>研修会参加負担金(申請団体(者)以外の団体が主催するものに限り、懇親会への参加負担金を除く。)</p> <p>借損料</p> <p>印刷費</p>	<p>外部講師、助言者等に係るもの に限り、打ち合わせ等に係るものを 除く。</p> <p>外部講師、助言者等及び県外・ 海外研修に係るものに限り、打ち 合わせ及び事前・事後の研修会に 係るものを除く。</p> <p>県外研修旅費 交通費及び宿泊費を対象とし、1 人当たり2万円を上限とする。</p> <p>海外研修旅費 1人当たり、日本国内及び海外渡 航に要する交通費のみ対象とす る。</p>	<p>施設・団体が継続して行う職 員の親睦旅行等に付随して催 される研修は除く。</p> <p>海外研修は4人以上のグルー プで行うものを対象とする。</p>	<p>「助成対象経費の3/4」 と「100万円」のいずれか 低い額以内。また、一の 団体等につき過去2年間 の本事業の助成総額が 100万円に満たない場合 は、「助成対象経費の 3/4」と「過去2年間の当 該助成総額」と「100万円」 との差額のいずれか低い 額以内。</p>	<p>対象経費の見 積を添付するこ と</p>

4 福祉に関する調査研究事業

助成の対象となる事業	対象とならない団体等	採 択 基 準			助 成 額	摘 要
		対 象 経 費	対 象 経 費 に 係 る 条 件	そ の 他 の 基 準		
福祉に関する調査・研究を目的とする事業。		諸謝金  印刷費(調査用紙及び報告書の印刷に係るものに限る。)  通信費(調査用紙の送付に係るものに限			100万円以内(ただし、一の団体等につき過去2年間の本事業の助成総額が100万円に満たない場合は、当該助成額と100万円との差額以内)	

5 福祉ボランティア活動奨励事業

助成の対象となる事業	対象とならない団体等	採 択 基 準			助 成 額	摘 要
		対 象 経 費	対 象 経 費 に 係 る 条 件	そ の 他 の 基 準		
<p>(1) ボランティア活動を立ち上げる際の基盤整備等の事業。(活動開始年度とその翌年度までの事業を対象とする。)</p> <p>(2) ボランティア活動の啓発・参加者養成のための研修の開催、研修への派遣(県内研修を除く。)事業。(採択基準は3. 福祉施設・団体従事者研修事業に準ずる。)</p> <p>(3) ボランティア活動のPR等を目的とする大会・イベント開催事業。(採択基準は1. 地域福祉・在宅福祉事業に準ずる。)</p> <p>全事業について経常的な運営費は助成対象としない。</p> <p>(2)、(3)の事業について、同一事業(同一目的で同類の事業。)に対する助成は、申込区分を問わず過去4年間を含め一主体(実質的に同一主体とみなされるものを含む。)1回限りとする。</p>		<p>事業(1) 備品購入費 消耗品費 印刷費 旅費 通信運搬費 借損料</p> <p>なお、法令又は制度上整備が義務付けられている備品については助成対象としない。</p> <p>事業(2)(3) 諸謝金 旅費 借損料 印刷費</p>	<p>諸謝金及び旅費は、外部講師、助言者等に係るものに限り、打ち合わせ等に係るものを除く。</p> <p>県外研修旅費 交通費及び宿泊費を対象とし、1人当たり2万円を上限とする。</p> <p>海外研修旅費 1人当たり、日本国内及び海外渡航に要する交通費を上限とする。</p>	<p>団体等が継続して行う親睦旅行等に付随して催される研修は</p> <p>海外研修は4人以上のグループで行うものを対象とする。</p>	<p>100万円以内。また、一の団体等につき過去2年間の本事業の助成総額が100万円に満たない場合は、「過去2年間の当該助成総額」と「100万円」との差額以内。</p> <p>ただし、備品購入費については、一事業において50万円を助成限度額とする。</p> <p>エアコン・パソコン・プリンター1台当たりの上限額 ・エアコン 10畳用程度までは13万円、20畳用程度までは27万円(取付料等の諸費用及び消費税を含む)とする。</p> <p>・パソコン 13万円(諸費用及び消費税を含む)とする。</p> <p>・プリンター 7万円(諸費用及び消費税を含む)とする。</p> <p>ただし、全国規模以上の事業については理事長が必要と認める額</p>	<p>対象経費の見積を添付すること</p>

6 その他

助成の対象となる事業	対象とならない団体等	採 択 基 準			助 成 額	摘 要
		対 象 経 費	対 象 経 費 に 係 る 条 件	そ の 他 の 基 準		
<p>その他上記1～5以外の事業で、この法人の目的を達成するために必要と認める事業。</p>		<p>理事長が必要と認める経費</p>			<p>理事長が必要と認める額</p>	